

災害時協力協定

独立行政法人 国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と伊勢市（以下「乙」という。）は、伊勢市内に大規模自然災害等が発生した場合において、乙が緊急対策を円滑に行うために甲の協力を要請することについて、協定を締結する。

（協力内容）

- 1 甲は、次の事項について協力する。
 - (1) 災害発生時における被災者を救援するため、鳥羽丸等所管する船舶を運航すること。
 - (2) 災害発生時における被災者を救援するための要員確保等体制を整備すること。
 - (3) 救助要員の活動拠点や物資等の集積又は集配場所として支援すること。
 - (4) その他必要に応じ、支援すること。

（損害補償）

- 2 この協定に基づく協力の実施により、海難事故その他やむをえない事由により、甲の従事者が損害を受けた場合は、甲及び甲の従事者が加入する公的な災害補償又は損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害補償の適用を原則とする。ただし、その責に帰することができない事由により従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律又は条例（以下「関係法令」という。）で定める補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（協議）

- 3 甲、乙双方は、本協定について疑義が生じた場合、協議の上、解決するものとする。

（有効期限）

- 4 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年2月22日

甲 鳥羽市池上町1番1号

独立行政法人 国立高等専門学校機構

鳥羽商船高等専門学校長

山田 猛 敏



乙 伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長

鈴木 健一

